

小田原市斎場使用許可審査基準の設定に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市斎場使用許可審査基準の設定
政策等の案の公表の日	令和7年2月14日（金）
意見提出期間	令和7年2月14日（金）から令和7年3月17日（月）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、環境保護課窓口）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	1件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	1
C	今後の検討のために参考とするもの	0
D	その他（質問など）	0

〈具体的な内容〉

(1) 高体重遺体であることを理由に斎場の使用を許可しない基準に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	遺体のみの重量を測らないのであれば、棺と副葬品を含めた総重量が145kgを超えた場合に火葬を許可しないとすべき。	B	高体重遺体の火葬を許可しない審査基準を設ける目的は火葬炉の損傷を防ぐためであることから、遺体のみの重量を測ることはできませんので、棺20kg、副葬品5kgと想定し、それを基準として運用したいと考えます。